

令和6年度「Osaka Metro あびこ駅周辺地域自転車利用適正化協働パートナー事業」
業務委託募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

令和6年度「Osaka Metro あびこ駅周辺地域自転車利用適正化協働パートナー事業」業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

本業務は、放置自転車による通行障害などの未然防止のため、多数の放置自転車があるOsaka Metro あびこ駅周辺に啓発指導員を配置し、放置自転車に対する啓発・整理作業を行うとともに、市民に放置禁止、駐輪場の利用を呼びかけることで、放置自転車問題の解消を図ることである。

複雑多様化する地域特性に対応するためには、これまでのように行政が中心となって担うのではなく、行政、市民、地域団体、NPOなど多様な主体と連携することで、より多くの放置自転車を削減する。

(2) 業務内容

・放置自転車啓発指導員の配置

※具体的な内容については、別紙「仕様書」を参照

なお、「仕様書」は基本的な業務内容を示したものであり、公募型プロポーザルによる提案を受けて仕様を追加・変更し、契約締結を行うものとする。追加・変更する業務内容については、受注者と発注者と協議のうえ定めることとする。

(3) 事業規模（契約上限額）

金 2,118,328 円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

(5) 履行場所

発注者指定場所

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要とする経費は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。

契約内容は、発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止処置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

また、本業務の履行完了後、検査に合格した場合は、出来高部分に相応する業務委託料相当額について、部分払いを請求することができる。ただし、この請求は月1回を超えることができない。

(3) 契約書案
別紙参照

(4) 契約保証金
契約保証金 免除
保証人 不要

(5) 再委託について

ア 業務委託契約書第 16 条に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(ア) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについて、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必用な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 企画競争参加申出時において、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない団体であること。
また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (4) 納税義務者にあつては、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する団体（以下「暴力団」という）及びその利益となる活動を行うもの、その他暴力団との関与が認められ事業受注者として不適当と認められる場合に該当しないこと（大阪市契約関係暴力

団排除措置要綱に規定する措置要件を準拠する)。

- (6) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (7) 共同体で申請する場合は、上記(1)～(6)の条件を満たす団体同士の場合とし、以下の要件も満たさなければならない。
 - ア 全体の意思決定、管理運営等に責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - イ 応募申請書類提出後、代表者及び共同体を構成する事業者(構成員)の変更は、認めない。
 - ウ 代表者に代表権を委任する旨が記載されている共同事業体届兼委任状を提出すること。
 - エ 申請書の提出時に共同体の協定書(様式自由)の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - オ 単独で応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。
 - カ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

・公募開始	令和6年1月25日(木)
・参加申請書・質問受付開始	令和6年1月25日(木)
・質問受付締切	令和6年2月5日(月)
・質問に対する回答	令和6年2月8日(木)
・参加申請書提出期限	令和6年2月16日(金)
・参加資格者決定通知・開催案内発送	令和6年2月21日(水)
・企画提案書締切	令和6年2月29日(木)
・選定会議(プレゼンテーション)	令和6年3月11日(月)
・選定結果通知発送	令和6年3月19日(火)
・契約締結・事業開始	令和6年4月1日(月)
・事業完了	令和7年3月31日(月)

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き

ア 受付期間： 令和6年1月25日(木)から2月16日(金)までの発注者の休日を除く
平日9時～17時30分(12時15分～13時を除く)

イ 提出書類：

(ア)公募型プロポーザル参加申請書(様式2)

(イ)添付資料

- ・事業者の概要、設立年月日を記載した書類
- ・役員名簿
- ・定款の写し(任意団体にあつては、これに相当する書類)
- ・(任意団体のみ)代表者資格証明書(様式5)
- *代表者を定めたときの議事録の謄本又は抄本(書類の枚数が多いとき)
又はこれに代わる書類を添付すること
- ・直近事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書
(何れも任意団体にあつては存在する相当書類)
- ・最近2か年の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書
(提出日前3ヶ月以内に発行されたもの：写し可)

※ただし、営業が2か年未満の者、もしくは非課税で本証明が2か年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。

- ・(法人のみ)税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
(提出日前3ヶ月以内に発行されたもの：写し可)

税務署の様式その3またはその3の3様式(法人)、又はその3の2様式(個人)

※非課税の場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。

- ・直近の総会資料等
- ・公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(様式3)

- ・使用印鑑届（様式6）
 - ・（法人のみ）印鑑証明書（提出日前3ヶ月以内に発行されたもの：原本）
- (ウ)共同で申請する場合は上記(ア)～(イ)の書類に合わせて次の書類も提出すること
- ・共同事業体届出書兼委任状（様式4）
 - ・共同体の協定書の写し（様式自由）

ウ 提出部数：1部

エ 提出場所：住吉区役所地域課（配送・FAX・E-mail 不可）

提出先：大阪市住吉区役所地域課＜3階36番窓口＞
大阪市住吉区南住吉3-15-55

※申請書類の作成等にかかる費用は、申請者の負担とします。

(2) 質問の受付

ア 受付期間：令和6年1月25日（木）から2月5日（月）の発注者の休日を除く
平日9時～17時30分（12時15分～13時を除く）

イ 提出方法：質問票（様式1）に記載し、住吉区役所地域課まで持参、E-mail または FAX により提出

提出先：大阪市住吉区役所地域課＜3階36番窓口＞
大阪市住吉区南住吉3-15-55
E-mail : tu0002@city.osaka.lg.jp
F A X : 06-6692-5535

ウ 回 答：令和6年2月8日（木）当区役所ホームページに記載します。

掲載場所：住吉区役所ホームページ＞事業者の方へ＞
入札契約情報＞業務委託関係

(3) 企画提案書の提出

企画提案書8部（正1部・副7部）※副本は社名が判断できないようにすること。

ア 企画提案書の枚数は、1様式につき1枚とする。

イ 企画提案書は、A4版とし次の(ア)～(カ)とする。

ウ 企画提案書の必須記載項目は、次の(ア)～(カ)に記載されているとおりとする。

(ア)公募型プロポーザル企画提案書（様式7）

(イ)事業要旨、事業効果及び目標について（様式8）

(ウ)課題解決に向けた提案及び実施スケジュールについて（様式9）

- ・Osaka Metro あびこ駅周辺の放置自転車台数の減少に向けた取組について

- ・苅田7丁目9番街区西側の道路上〔仕様書別紙2参照〕における放置自転車台数の減少に向けた取組について

※上記2点について必ず各々提案すること。また、その他課題があれば、その対応策について提案すること。

(エ)提案のセールスポイント（様式10）

(オ)類似業務実績調書（様式11）

(カ)経費内訳書及び積算根拠（様式12）

① 提出期間：参加資格決定通知到着後から令和6年2月29日（木）までの発注者の休日を除く、
平日9時から17時30分まで（12時15分～13時を除く）

② 提出場所：住吉区役所地域課（配送・FAX・E-mail 不可）

提出先：大阪市住吉区役所地域課＜3階36番窓口＞
大阪市住吉区南住吉3-15-55

7 選定に関する事項

(1) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、令和5年度「Osaka Metro あびこ駅周辺地域自転車利用適正化協働パートナー事業」受注者選定会議が行い、その意見を受けて選定する。
- イ 最高点の事業者が複数者いる場合は、委員の合議により最優秀提案事業者を決定する
- ウ 選定会議（プレゼンテーション）
 - (ア)開催案内 令和6年2月21日（水）付けで参加資格者に開催通知を発送します。
 - (イ)開催日時 令和6年3月11日（月）11時～(予定)※多少前後する場合があります。
 - (ウ)開催場所 会場 住吉区役所4階 第5会議室
控室 住吉区役所4階 第7会議室
 - (エ)実施方法 各提案者20分程度のプレゼンテーションを実施します。
(説明10分、質疑応答10分の予定)
- エ 評価点数が全委員の平均で60点に満たない場合は、選定対象とはしない。

(2) 選定基準

審査は次に示す視点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

採点基準	審査内容	配点	
実効性	全体として、事業趣旨を理解した提案となっているか	10	40
	提案内容やスケジュールは実行可能であるか	10	
	効果的・効率的な自転車駐輪対策が実施できるか	10	
	効果的な広報について提案されているか	10	
専門性	Osaka Metro あびこ駅周辺の放置自転車台数の減少に向けた具体的な課題解決策が提案されているか	20	40
	苅田7丁目9番街区西側の道路上〔仕様書別紙2参照〕における放置自転車台数の減少に向けた具体的な課題解決策が提案されているか	20	
実現性	提案した業務を確実に遂行できる、実績と運営基盤があるか等	10	10
効率性	所要経費の積算が妥当であるか等	10	10

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容または、その意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の内容が認められた場合
- オ 参加資格要件を満たさない事由が発覚した場合
- カ 契約上限額を超える提案があった場合
- キ 応募受付後から業者決定までの間に、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合
- ク その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は、決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、発注者ホームページに記載する。

8 その他

- (1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ 企画提案書はすべて返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。
（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- キ 本案件に関する予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行わない。
契約の締結は、令和 6 年度予算が成立した後とする。
上記に伴い、公募型プロポーザルへの参加者又は受注予定者において損害が生じた場合でも、発注者はその損害について一切負担しない。

（2）順位の繰り上げ

委託予定事業者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、次点の候補者が委託予定事業者に繰り上がるものとする。

ただし、評価点が全委員の平均で 60 点に満たない事業者は除く。

（3）提出先

〒558-8501 大阪市住吉区南住吉 3-15-55
住吉区役所地域課<3階 36番窓口>
担当：森元・葛城
電話番号：06-6694-9840
F A X : 06-6692-5535